

7 駐車場及び駐輪場に関する設置基準

適用年月日：令和6年1月1日

種別		基準	駐車場	駐輪場
住宅	一戸建住宅	1戸あたり	1台以上	1台以上
	長屋住宅	敷地面積 500㎡未満 1戸あたり	0.5台以上	1台以上
	共同住宅	500㎡以上 1戸あたり	0.7台以上	
	単身者用住宅	敷地面積 500㎡未満 1戸あたり 500㎡以上 1戸あたり	0.3台以上 0.4台以上	1台以上
	社宅	1戸あたり	0.5台以上	1台以上
	寮、下宿、サ高住等	10人あたり	2台以上	5台以上
商業	商業ビル1室延床面積(50㎡未満) 共用部分は除く。	1室あたり	1台以上	20㎡あたり1台
	商業ビル1室延床面積(50㎡以上) 共用部分は除く	50㎡あたり	1台以上	20㎡あたり1台
	延床面積1000㎡以上の大型店舗、 百貨店、スーパー※ ⁴	延床面積100㎡あたり (階段や倉庫、後方作業場等は除く。)	5台以上	20㎡あたり1台
	延床面積1000㎡未満の中、小の小 売店舗	延床面積100㎡あたり (階段や倉庫、後方作業場等は除く。)	3台以上	20㎡あたり1台
	レストラン、喫茶店	テーブル(4人掛)1台あたり	1台以上	1台以上
	上記以外の店舗又は事務所	延床面積100㎡あたり	2台以上	20㎡あたり1台
工場	工場、作業所、倉庫、集荷場	敷地面積300㎡あたり	2台以上	計画台数
レジャー施設	ホテル・旅館	1室あたり	0.4台以上	0.5台以上
	ゴルフ練習場、バッティングセンター	収容人員10人あたり ※収容人員 打席数×150%	4台以上	3台以上
	テニスコート	収容人員10人あたり ※収容人員 コート数×4人×150%	3台以上	3台以上
	スイミングプール	収容人員10人あたり	2台以上	3台以上
	その他の施設	収容人員10人あたり	2台以上	3台以上
医療	病院、医院、診療所等	計画台数	計画台数	計画台数
教育	保育所、幼稚園、小・中学校、高等 学校、各種学校、短大、大学	計画台数	計画台数	計画台数
その他	複合用途施設	各施設により算出した合計数を設置		
	塾、文化教室等	収容人員10人あたり	0.5台以上	20㎡あたり1台
	寺院、教会等、公民館、自治会館、 運動場等、霊園、墓地等、その他	計画台数	計画台数	計画台数

- (注) 1. 駐車場及び駐輪場は、原則として同一敷地内で確保すること。
 2. 駐車場が同一敷地内で確保が困難な場合は、次の区域内率を適用し、残台数分は近隣地(300m以内)で確保するものとする。その場合、確保した駐車場の契約書又は地権者の同意書等を提出すること。
 3. 開発区域の前面道路が駐車場設置について交通対策上の問題がある場合は別途協議するものとする。
 4. 大規模小売店舗立地法に基づく建築物に該当する場合は、同法に規定する必要駐車場台数以上確保すること。
 5. この基準の運用にあたって支障がある場合は、別途協議するものとする。

駐車場区域内率

用途	近隣商業地域	金剛駅西口 地区計画内	近隣商業地域以外
1戸建住宅	100	100	100
共同住宅	80	0～80	80
単身者住宅、店舗等住宅以外	50	0～50	80

駐車場及び駐輪場の整備基準図(1台あたり)

